

7章 災害で転校した特別な教育的ニーズのある子どもへの援助 — 受け入れ校へのアドバイス

このたびの東日本大震災は、転居せざるをえなくなった子どもや家族に、大変な影響を及ぼしています。家族には、避難所、食料、洋服、医療のケアなどだけではなく、仕事や子どもの教育を維持することの困難もあります。転校先の学校側も、転校してきた子どもたちに適切な通常学級での教育や特別支援教育を提供することに関する課題に直面します。

特別な教育的ニーズのある子どもにとって、住み慣れた場所からの転居により、(一時的もしくは永久に)これまでの教育歴と現在の援助ニーズについての記録が喪失し、従来の適切な援助が中断するなど、さまざまな課題が重なります。こうした子どもを受け入れる学校は、それまでの経過がわかる証明や書類など、あるはずの情報得不到上、以前の援助者との連絡をとることが難しく、さらに子どもや家族についてよく知らないことも重なり、迅速で適切な援助をすることが難しくなります。行政面では法律にそった対応が行われる一方で、受け入れ校でも特別な教育的ニーズのある転校生が、新しい学校で適切な教育を受け、学校生活がうまく進むよう援助しなければなりません。そのためには、次にあげるような多くの段階をふんでおく必要があります。

1. まずは基本的な情報を集めること

学校と教育委員会は、その学区に一時的に住む児童生徒であっても受け入れ、入学させる準備をしなければなりません。そうした子どもたちは、校区内の住民と同じように、教育を受ける権利があります。これには通学や特別支援教育に関する援助も含まれます。学校や教育委員会は、子どもを入学させる家族にはすべて、子どもの教育・療育歴や既往症などの関連した情報を提供する機会を与えなければなりません。家族によっては避難する前の場所から記録を集めることができるかもしれませんが、大半は子どもが前に通っていた学校を証明する書類、戸籍謄本や住民票さえも一切無い状態である可能性が高いでしょう。学校側は一時的な転学用書類を作成するなどして、正式な書類が無いからといって、入学などを延期しないことが重要です。必要なら、後で変更することもできます。転校生に必要な基本的な情報は以下の通りです。

- 生年月日
- 現住所、電話番号(携帯番号)、あれば、メールアドレス
- 幼稚園から今まで通った学校名と所属する教育委員会、医療・福祉サービス機関
- 一番最近にかかった医療機関の名前(できれば住所も)
- 以前受けていた特定の教育環境と特別支援教育サービス内容の一覧(例:通常学級における配慮、小集団または個別の指導、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校、教育センター等での指導など)
- 最も直近に在籍していた学校での学年
- 子どもの学習や行動について、これまで保護者が気にかけてきたことのリスト
- 子どもが日常服用している薬の名前(過去一年に服用していた薬も含む)
- 過去や現在にいたる健康に関する問題のリスト

もし保護者が、子どもがこれまで特別支援教育を受けていたことを示したい場合は、子どもが以前通っていた学校で特別支援教育を受けていたことを示す、管理職等の署名付きの文書を、転校先の学校の校長先生へ渡すよう、保護者にすすめます。特別支援教育に関するチーム(例:校内委員会、校内支援委

員会)のメンバー(例:特別支援教育コーディネーター、特別支援教育担当、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーなど)は、この文書をファイルに加え、保護者と面接をします。下記のような内容を尋ねるとよいでしょう:

- お子さんが楽しんでできること、得意なことは何ですか。またお子さんが過ごしやすく、学びやすい環境は、どのようなものですか。
- お子さんは「特別支援教育」に関して教育相談や検査を受けたことはありますか。もしあるとしたらいつですか？
- お子さんが初めて特別支援教育を受けたのはいつですか。また「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」はどんな内容ですか？
- お子さんの「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」には、障害について示されていましたか？
- 前年度に、特別支援教育を受けていましたか？
- 特別支援教育の内容はどのようでしたか？先生の名前は覚えていますか？
- お子さんは特別支援学級または特別支援学校に通ったり、通級による指導、または個別指導を受けていましたか。その他、学級・学校での支援(例:特別支援教育支援員による援助、学級での配慮)はどうでしたか。
- いちばん最近で、教育相談や検査などを受けたのはいつでしたか？
- 覚えている限りでよいので、最近の心理検査の結果や「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の主な目標が何であったか教えてください。
- お子さんが最後に健康診断を受けたのはいつですか？その際、気になることはありましたか？現在、健康や医療で気になることはありますか？
- 現在、もしくは、今までを通して、お子さんが服用している薬はありますか？(もしある場合には、何のための薬ですか？)
- お子さんの学校生活がうまくいくためには、どのような援助が必要だと思いますか？

転校生全員に一般的な学習状況を調べて、子どもをどのクラスに入れるのがよいか、どのような教育計画が必要かを決めます。もし学校が定期的に学力検査などを行っている場合には、できるだけ転校してきた子どもも含めて実施してください(ただし、学校へ通い始めて1日目はさけます。新しい学校へ慣れることを優先してください)。子どもの大半は十分な得点を得て、普通の新入生と同じようにクラス決めや教育も進んでいくことでしょう。しかし子どもの中には、学校全体の検査、保護者から気がかりなことの報告、以前の特別支援教育の状況、あるいは教師の初期の観察などをとおして、さらに特別な支援を必要としていることがわかるでしょう。

2. 特別な教育的ニーズのある子ども

もし以前の学校で特別支援教育を受けていた記録がある場合には、更なるアセスメントは行わずにこれらの記録をもとに、教育について方針を決定できるでしょう。しかし大半はそのような書類がほとんど、またはまったく無いことでしょう。書類が不足している場合には、次のように対応します。

- 以前通っていた学校が開校しており、記録を調べることができるなら、それをもとに決めます。
- もし過去の記録が入手できないなら、個別のスクリーニング(例:保護者との面談、授業中の観察、学力検査)を行い、状況を観察して、一時的な教育措置や全体的なアセスメントの必要性について判断します。

(1) 個別のスクリーニング 特別支援教育のニーズが明らかである、あるいは報告されている子どもであるのに、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」が手に入らない場合には、気になる領域(読み、書き、算数、行動、言語など)について、保護者との面談や教師による初期の観察に基づいて判断します。またLDI-R(上野・篁・海津, 2008)などのスクリーニング検査も有用です。そして時間とともに子どもの力がどう進歩するかを判断するためのベースラインを定めるため、必要な学力検査を行います。

(2) カリキュラムにおける到達度に基づく評価 学習領域での到達度に基づく学力の検査(例:集団式学力検査、学校で作成した検査)により、読み、書き、算数などの学力について、信頼できる情報を効率よく得ることができます。このような検査は現行の学校の教材を用いて実施できますし、毎週実施することもできます。その検査を通して「教室での指導に対して、子どもが習得しているか」を評価し、さらなる教示や介入が必要かどうかを測ることができます。

(3) 追加のアセスメントと一時的な教育措置 こうしたスクリーニングの経過にもとづいて、特別支援教育に関するチームは、特別な教育的ニーズがある転校生に、次のような援助をすることができます。

- 数週間、通常学級で転校生の学習の進み具合を観察すること(限られた学習成果しかみられないようなら、次の対策を考える)
- 学力を獲得するよう集中的に教えるために、小集団や個別での指導を行う
- 全体的なアセスメント(WISC-IV、K-ABCなど個別式検査を含む)を始める(経過観察を続けながら、また小集団や個別での指導などを行いながら)
- 全体的なアセスメントについての計画を進めながら、子どもに暫定版の「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成し、子どものニーズにみあう援助を提供します

3. 常識的なプログラム

特別支援教育に関するチームと家族は、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」が無い状況で子どもの特別な教育的ニーズへの対応を始めるには、柔軟でかつ創造的でなければならないでしょう。もし特別な支援を必要とする子どもがたくさんいた場合は、特別支援教育を行う上で、学校が柔軟に対応することが必要です。例えば、教育的ニーズが似通っている子どもたちを大きめにグループ分けして指導したり、子どものペースによる学習を行ったり、コンピューターを用いた学習を行ったり、学習面のピア・サポート(友だち同士の教え合い)を活用したりといったことが考えられます。普段通りの手続きがとれないこともあるでしょうし、これまでのやりかたに固執していると、必要な援助を与えることがかなり遅れてしまいます。子どもたちは、それだけでなく、家、地域、そして所有していたものの多くを失い、不安でいます。そのため、援助が遅れることは、喪失感をさらに強め、学習や行動上の問題を悪化させることとなります。

誠意ある努力 チームは子どもの教育的ニーズを見きわめ、子どもの最大の利益になる援助を行うよう、記録・書類の受理を留保して、追加のアセスメントを完成させ、誠意ある努力をしなければなりません。もっとも重要なこととして、通常学級、特別支援学級、通級による指導、特別支援学校において、子どもの進歩を注意深く観察し評価して、必要に応じて学習環境の調整を行います。多くの場合特別な教育的ニーズは、大規模なアセスメントなしでも、「(念入りに設計され、注意深く評価されている)指導に対する子どもの反応」に基づいて、決めることができます。これは特別な教育的ニーズのある子どもが多数いる学校の場合には、とくに重要です。

注意! またチームは、子どもたちが深刻なトラウマを最近経験したばかりであることを忘れず、注意深くスクリーニング(例:保護者との面談、授業中の観察、学力検査)やアセスメントの結果を解釈してください。

子どもたちは、転居してしばらくは普段通りの活動ができないでしょう。避難している過程において、かなり長い間勉強する状況になかったでしょうし、以前とはかなり異なる学習環境、すなわち、教科書などの違い、達成目標の違い、新しい仲間などに直面しています。多くの子どもたちにとっては、以前とは異なる地域にすることで、「カルチャーショック」をも経験しているのです。また多くは持ち物をなくし、家族以外のサポートがある子どもはほとんどいないでしょう。多くの子どもが、個人的にこれまで起こしていないような問題行動を示したりします。例えばいつもより行動化したり、引っ込み思案になったり、感情を爆発させたり、不安定になったりします。ですから、過去に深刻な問題行動や情緒的な問題が報告されていない子どもについては、「情緒障害」や「行動障害」という分類は、時間をかけて十分なデータを集め、状況的なストレス反応ではないことが明らかになるまで待つべきです。また、特別支援教育に関するチームは、トラウマが長期記憶、新しいスキルの獲得、集中力などに大きな影響を与えることを念頭において、これまでの記録が無い子どもについては、大きな学習上の問題があると判断することには慎重でなければなりません。

4. 教職員のトレーニングの必要性

理想的には、受け入れ校が、既に効率的で信頼性の高いシステムを備えていることです。それは、スクリーニング(例:保護者との面談、授業中の観察、学力検査)の手続き、モニタリング(経過観察)、そしてアセスメントおよび障害の判断についての問題解決アプローチ(方法)などです。学校には、達成度に基づく学力評価、介入計画および特別支援教育の措置などの手続きを遂行する資源がたくさんあります。例えば学校によっては、近くの大学、教育学部、あるいは所属の自治体における教育センター、福祉センター、発達障害支援センターなどから、特定のテーマについて有益な研修を受けることもできます。

5. 保護者のニーズへの対応

特別な教育的ニーズのある子どもの保護者は、新しい学校環境、新しい自治体のルールや手続きに対応するとき、特別な援助を必要とすることが少なくありません。特に転居した家族は、子どもたちをよりよく援助できるよう、地域の適切な援助資源についての情報提供を求めています。もし障害のある子どもの家族のための支援センターや協会が地域にある場合には、保護者がそれらの連絡先などについての情報を必ず得られるようにしてください。地域の障害のある人々のつながりについてよく知っている家族を紹介してもよいかもしれません。転居者のなかに障害のある子どもの家族が多い場合は、特別支援教育に関するチームのメンバーは、共通した心配をもつ保護者が援助資源を見つけ、互いにサポートできるように「自助グループ」をつくる援助をしてもよいでしょう。特別支援教育コーディネーター、教育相談担当、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーなどが、このようなグループを促進することができるとし、養護教諭は家族が地域の医療機関に関してどこに行けばよいかを教えてくれるでしょう。

6. まとめ

もちろん教育に関連する法律の順守は、すべての子どもたちにおいて重要なことです。東日本大震災の影響で転校した何人もの特別な教育的ニーズのある子どもたちにとって、もっとも大切なことは、正式な書類やアセスメントがなくても、一人ひとりの子どもの緊急の教育的ニーズが理解され、できるだけ早く援助サービスを受け始めることです。

良識と思いやりをもった最善の実践こそ、子どもと家族が体験している転居に伴う苦難を少しでも和らげることができます！

資料

日本教育心理学会 <http://www.soc.nii.ac.jp/jaep/index.html>

原典：*Adapted and translated from* “Helping Relocated Students With Special Needs: Recommendations for Receiving Schools (2005), developed by Andrea Canter, PhD, NCSP; Mary Beth Klotz, PhD, NCSP; and Ted Feinberg, EdD, NCSP, National Association of School Psychologists.

翻訳・翻案：Shane Jimerson・さえきえりな

監訳：石隈利紀・西山久子

©2011, National Association of School Psychologists, 4340 East West Highway #402, Bethesda, MD 20814

子ども・学校の危機支援に関する情報は、以下のHPを参照してください。

アメリカ学校心理士会 (NASP : National Association of School Psychologists)

http://www.nasponline.org/resources/crisis_safety/

日本学校心理士会 <http://gakkoushinrshii.jp/>

国立特別支援教育総合研究所の作成した「震災後の子どもたちを支える教師のためのハンドブック～発達障害のある子どもへの対応を中心に～」(<http://www.nise.go.jp/cms/6,3758,53.html>)が大変参考になります。

8章 特別な教育的ニーズのある子どもが新しい学校へ 通う際に — 転居した家族へのヒント

新しい地域に引っ越す理由はいろいろあるでしょう。なかでも困難なのは、準備もままならない状態で突然に転居する場合、知らないところに転居する場合、そして特に家や土地を失い何らの資源がない場合です。今回起きた大地震、津波、原発の問題により、転居を余儀なくされたご家族はこのような場合にあたるでしょう。一時的な避難はもちろん、たとえ長期に滞在できる仮設住宅などに避難する場合でも、子どもを学校へ通わせることは大変な苦勞です。子どもを育てることはどこの家庭でも大変なことですが、子どもの特別な教育的ニーズに応じるのはさらに大きな課題になります。この資料は、自然災害など突然の危機的な出来事の後に転居した、特別な教育的ニーズのある子どもをもつ保護者の方々のために役立つヒントをまとめたものです。

1. 教育を受ける権利があること

どこに住んでいたか、どこに転居したかにかかわらず、子どもは現在住んでいる地区で教育を受ける権利があります。長期に住める居住地がなくても、子どもは学校へ通い教育を受ける権利があります。これは特別支援教育サービスのある学校への通学支援なども含みます。さらに障害のある子どもは特別な教育的ニーズに対応した教育を受ける権利があり、転校先の新しい学校でも同じ教育や支援を受ける権利があります。家をなくし子どもの教育に関する書類をなくすことは、非常に悲しく破壊的なことですが、それは子どもの教育を受ける権利を無効にするものではありません。しかし、こうした自然災害による危機状態の中で、子どもの教育が遅れることなく効果的に続けるようにするのは、保護者、子ども、そして学校にとってきわめて重大な課題となります。

2. 迅速に学校に通えるようにすること

転居してきた家族が多い地区では、自治体は保護者が近隣の学校の情報や就学の手続きについての情報を得られやすいようにする必要があります。見知らぬ場所で相談する相手がいなくても、近くの公立の学校へ行けば必要な情報を得ることができます。学校の事務員の方が学校への入学や登校手続きや特別な支援に関する情報を教えてくれます。まず保護者が最初にするべきことは、学校への入学手続きを済ませ、子どもが学校に通えるようにすることなのです。

3. お子さんの学校教育や健康に関する情報を集め整理しましょう

お子さんの通っていた学校自体が大きな被害を受け、教育や健康に関する記録などを入手することができないかもしれません。また、家族の大事な記録をいづらかは持ち出せた場合もあるでしょう。下記の書類の有無を確認し、あれば学校の手続きの際に持っていきましょう。

- 健康保険証か住民票・戸籍抄本(なければ、お子さんの年齢を証明できるもの)
- 予防注射の記録(母子手帳など)
- 健康診断の記録(身体検査、服用している薬、手術など)
- (もしあれば)障害者手帳、療育手帳
- 「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」、その他の特別支援教育に関する書類(教育相談や検査の記録や特別な支援の内容がわかるもの)

- 成績表
- 学力テストの結果など

このような記録や書類がまったくない場合もあるでしょう。そのような状況なら、保護者(と子どもさん)が学校教育や健康について覚えていることだけでも書き留めて、そのメモを学校へ持っていきましょう。くわしく覚えていなくてもまったく心配はいりません。転校先の学校の教職員が、適切な教育支援計画を作成できるよう援助してくれるでしょう。

(可能な年齢であれば、子どもさんと一緒に)次のことについて確認しましょう。

- 登校していた幼稚園や学校は？学校の名前と地区をリストアップします。
- お子さんが楽しんでできること、得意なことは何ですか。どのような環境が過ごしやすく、勉強しやすいですか。
- どのような「特別支援教育」を受けていましたか？(学級での援助・配慮、小集団または個別で指導、通級による指導などを受ける。特別支援学級、特別支援学校に通う。あるいは特別支援員がつくなど)
- 特別支援教育を受け始めたのはいつですか？
- 「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」はどのような内容でしたか？そこには障害について示されていましたか？教育目標は、どのようなものがありましたか？
- どの科目や領域で特別な支援を受けていましたか？(国語、算数・数学、体育、言語、運動、行動、情緒など)
- 一番最近の教育相談や検査の結果、または教育成果の評価(振り返り)について思い出せることはありますか？最後に教育相談・検査を受けたのはいつですか？
- 通常学級や特別支援学級などでは、どのようなプログラムや教材を使っていましたか？読み・書きや算数のプログラムの名前を覚えていれば教えてください。
- お子さんの行動面については、なにか指導を受けていましたか？どのような行動が心配でしたか？
- どのような配慮(調整)や学習内容の修正がありましたか？例えば、教室の中での席の配置や、必要な機器、あるいはテスト時の時間の延長など。

4. 特別支援教育を適切に受けられるよう求めましょう

学校は、障害のある子どもも含めて、すべての子どもに適切な教育をすることが重要です。子どもさんが学校に通い始めたらすぐに、必要な支援が何かを明らかにしましょう。「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成は、少し時間がかかるかもしれませんが。必要な援助を明確にするために、スクリーニング(簡単な実態把握のアセスメント)、または全体的なアセスメント(例:WISC-IV、K-ABCなどの個別の心理検査)を実施することが必要かもしれません。その間、適切な学級やプログラムで授業が始まり、子どもさんの学校生活に関する情報が集められます。時には保護者からの情報で、学校が「暫定的」な「個別の指導計画」を立てることもできるでしょう。あるいは、「最善の推測」のもとに、まず子どもに必要なプログラムに参加させ、そして観察、スクリーニング、心理検査などを通して、必要に応じて調整しながら、お子さんに適した教育環境で指導ができるようにしていくこともあるでしょう。特別支援教育の提供に関する国や地方の法律もありますが、地震、津波、原発の問題のような非常事態においては、この状況に対応するみんなが、忍耐と柔軟性を忘れず、すべての子どもに適切な教育環境で学ぶ機会を保証するよう行動することが重要です。

学校、自治体の職員、地区の支援関係の人と連絡を取る際に、すべての相手に対して日誌をつけるよう進めます。また後で同じ人と継続して連絡がとれるよう、必ず相手の名前と電話番号や話した内容などを記録しておくようにしましょう。

その地域に新しく転居してきた家族にとって、援助してくれる機関やネットワークを探すとよいでしょう。お子さんや家族が地震や津波や原発の心配があったり、転居したことなどによる情緒的な反応(不安定な気持ちや行動)があったりするならば、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当、スクールカウンセラーなどが、学校以外での援助の必要性についても相談にのってくれます。これらの担当者は、転居してきた家族に必要な情報を提供する地域の機関や団体について知っています。もし必要であれば、障害がある子どもやその家族を援助してくれる団体や機関が地域にあるか尋ねてください。そこでは、適切な支援や教育に関する規則、手続き、資料を提供してくれることでしょう。

転居は、子どもの教育を受ける権利や正当な手続きで教育が進むことを変えるものではないことを忘れないでください。特別支援教育を受ける権利も同じです。保護者は、子どもの教育に関するすべての判断に参加する権利があるのです。最後に、新しい学校の教職員と積極的に接していきましょう。保護者と学校との親密な「チームワーク」は、すべての人、とくにお子さんのためになります！

原典：*Adapted and translated from "New Schools for Students With Disabilities: Tips for Families Who Have Been Relocated"*, National Association of School Psychologists (2001)

翻訳・翻案：さえきえりな・渡辺弥生

監訳：石隈利紀・西山久子

協力：Shane Jimerson

©2011, National Association of School Psychologists, 4340 East West Highway #402, Bethesda, MD 20814

子ども・学校の危機支援に関する情報は、以下のHPを参照してください。

アメリカ学校心理士会 (NASP : National Association of School Psychologists)

http://www.nasponline.org/resources/crisis_safety/

日本学校心理士会 <http://gakkoushinrishi.jp/>

国立特別支援教育総合研究所の作成した「震災後の子どもたちを支える教師のためのハンドブック～発達障害のある子どもへの対応を中心に～」(<http://www.nise.go.jp/cms/6,3758,53.html>)が大変参考になります。